

社団法人 日本オーケストラ連盟

(5) 意 見

著作権等管理事業法の施行により平成15年に(社)日本音楽著作権協会は平成24年までに段階的に値上げをする使用料規定を一方的に決定した。

(社)日本オーケストラ連盟ではこの使用料改定に強く反対の意を示したが届出制となったため、意見が反映されずに苦慮している。

私どもは新しい使用料規定が日本のオーケストラの運営の実情を考慮しておらず、欧米に比べても高くなっていること、日本のオーケストラは著作物を使用し利益を被っているのではなく、むしろ新しい作品の普及、啓蒙に努めていること等に配慮するべきであり、実情に見合った改定を行なうよう申し入れている。

こうしたことが実際に反映されるために著作権等管理事業法に盛り込まれた、使用料規定に関する協議・裁定制度がもっと柔軟に活用できることを強く希望する。